

委員会行政調査報告

議会に設置されている3常任委員会及び議会運営委員会が、他市及び関係行政庁を訪問し行政調査を行いましたので、調査内容を報告いたします。

総務委員会・・・平成27年10月21日～23日

埼玉県所沢市、埼玉県北本市、衆議院第二議員会館

産業建設委員会・・・平成27年10月26日～29日

愛媛県内子町、徳島県三好市、香川県高松市

教育厚生委員会・・・平成27年11月9日～11日

神奈川県厚木市、千葉県柏市、東京都荒川区、参議院議員会館

議会運営委員会・・・平成27年11月18日～20日

京都府福知山市、京都府綾部市、奈良県奈良市

総務委員会

十月二十一日 埼玉県所沢市

●空き家対策について

所沢市では、空き家等の適正な管理に関し、市、市民、所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故や犯罪等を未然に防止し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、全国に先駆けて平成二十二年十月に「空き家等適正管理条例」を制定されています。

事務の流れは、相談やパトロール等による発見があり、まず、市が実態調査を行い、次に、市が所有者に対し適正管理についての助言や指導、勧告、命令を行います。それでも改善されない場合は、所有者の公表を行うとのことでした。なお、公表方法は、市の告示板やホームページへの掲載など考えていますが、今のところ公表となつた案件はないとのことでした。

相談内容は、樹木や雑草の繁茂が約8割を占め、その他、住宅の一部損壊による飛散、門扉等の無施錠による不審者等の立ち入りな

どがあるとのことでした。

樹木や雑草の繁茂などは所有者への指導等で解決する場合が多いとのことですが、スズメバチの巣があるなど、緊急を要するものについては行政で対応する場合もあるとのことでした。しかし、その場合に根拠となる法令等がないので、今後、条例において「危険排除の対応」の明確化を検討をしているとのことでした。

十月二十二日 埼玉県北本市

●庁舎建設について

北本市では、旧庁舎の老朽化による市民サービスへの支障等の理由から、平成二十四年十一月から平成二十七年三月までの継続事業で新庁舎を建設されています。

新庁舎は、コンセプトを「みどりに囲まれた市民をむすぶやさしい低層庁舎」とし、市民の利便性向上のため、文化センター、こどもプラザや中学校などの公共施設と機能的に連携されており、東日本大震災の経験から、「防災力」の向上を考慮して「防災・情報・文化拠点」と位置付けています。

新庁舎は、現地建て替え方式で、庁舎の延床面積九千五百九十三平方メートル、鉄骨造による耐震構

造、実質三階建の建物でありました。

総工費は、三十六億三千七百八十二万円で庁舎のみでは平米単価二十六万円と建設コストを抑えてありました。

建設コストの抑制として、シンブルでコンパクトなデザイン、鉄骨造の採用、免震装置を用いないで耐震構造としたこと、地下室をつくらない、実質三階建ての低層建物、仮庁舎をつくらず既存什器の一部転用などの工夫がなされていました。

十月二十三日 衆議院第二議員会館

●空き家対策について

空き家対策について、国土交通省の住環境整備室企画専門官から説明を受けました。

空き家は、基礎統計である住宅・土地統計調査（平成二十五年調査結果）によると、全国に約八百二十万戸あり、総住宅数の十三・五％となっている。なお、この調査の対象は住宅のみであり、店舗、工場や事務所などを含む空き家の統計資料はないとのことでした。

空き家の内訳は、不動産の在庫物件が半数以上で、残りが「一般的な空き家」となるが、一般的な



▲空き家対策について説明を受ける委員（衆議院会館）

空き家は、十年で一・五倍に増加しているとのことでした。

適正な管理が行われていない空き家等は、防災や防犯、ごみの不法投棄、衛生上や景観など問題が多岐にわたり、これらの問題解決のため、詳細まで議論され、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により制定されたとの説明がありました。

施策の概要として、市町村は、空き家の所有者を特定するために情報報が利用可能となったこと、空き家等に関するデータベースの整備等を行う努力義務が規定され

ています。

倒壊の恐れや衛生上問題のある特定空家については、立入調査や指導、代執行まで行えるようになり、代執行を可能とすること、指導段階での抑止力の効果があるとのことでした。

実際の運用については、国土交通省と総務省からそれぞれ指針が示され、市町村が判断の参考となる基準や考え方を示しているとのことでした。

産業建設委員会

十月二十七日 愛媛県内子町

●生産者が中心となった道の駅の運営について

愛媛県内子町では、生産者が中心となった道の駅の運営について調査しました。

内子町では、農業の活性化のために、農産物のブランド化、農産物の地域内循環や農村女性の自立に中山間地農業の活路を見出そうと、昭和六十一年から「知的農村塾」の取り組みを始めていました。これが、つくるだけの農業から交流する農業への転換の始まりとなりました。

「からり」は、農産物直売所、レストラン、農産物加工工場、農村公園が一体となった施設であり、これらが連携し、集客力を高め、農業と地域の活性化が図られています。「株式会社フレッシュパークからり」が指定管理者となつて施設を運営しており、出資割合が内子町五十％、残りを多くの町民が出資している第三セクターです。

また、価格や数量を生産者が自由に決定できるため、自ら考えてマーケティングを行い、効率よく売る工夫をしなければならず、マーケティングのもととなる販売データは、POSシステムを通じて、売れる商品や価格帯、集客のピークの情報をリアルタイムで生産者へ提供し、商品の生産、販売方法等に役立てています。

また、生産者による「からり直売所出荷者運営協議会」を組織しており、生産者同士のルールづくりや商品の品質管理等を行っていました。協議会が直売所の魅力向上のため自発的に活動しているため、多様な取り組みが継続できているとのことでした。

利用者数は、平成九年度の年間二十万人から、平成二十年度には五十五万人となり、販売実績も平成九年度の二億円から、平成二十

年度には七億円に伸びていました。直売所の出荷者一人当たりの平均販売額も百十万円となっており、一千万円を超える出荷者も出てきているとのことでした。

十月二十八日 徳島県三好市

●空き家を活用した観光振興について

三好市では、地域で空き家となっている文化的価値の高い古民家を快適で魅力的な施設として提供するため、滞在型体験施設として再生しています。また、地域の歴史・伝統・文化を肌で感じられる体験プログラムを提供することで、観光客には実際に暮らしているような体験をしてみらうとともに、それらの保存、継承にもつなげていく事業を行っています。

平成二十年、二十一年に、空き古民家の調査、伝統文化や郷土料理の調査、それらの利活用方法の検討を行い、その調査結果をもとに、地域で空き家になっている文化的価値の高い古民家を、現代人にも快適で魅力的な滞在を提供するための滞在型体験施設として再生しています。

再生対象の空き家は、国の重要伝統的建造物群保存地区内の物件であるため、外観部分については

保存のガイドラインに沿った改修を行い、建物の内部については、古い趣は残しながらもエアコンや床暖房、IHなど最新のものを完備しています。

平成二十六年度は千四百五十四名が利用し、年間の平均稼働率は二十六・二％。また、地域別の利用者については、関東、関西が多く、海外からの利用者も十三・七％であることが特徴的で、今後の目標は平均稼働率を上げ、年間三千人の利用を目標にしているとのことでした。

消失の危機にある文化的価値の高い空き家を宿泊施設として再生することで、文化財や山村集落の景観を守ることができ、また、新規の来訪者により地域経済の活性化や新たな雇用を創出していました。

十月二十九日 香川県高松市

●高松丸亀町商店街の活性化について

高松市の丸亀町商店街では、「人が住み、人が集うまち」を目指して、高齢化社会にも対応した、やさしく住みよい町づくりに取り組んでいます。全長四百七十メートルの商店街を七つの街区に分け、各街区でコンセプトを設定し、特

徴を持たせながら、公園や福祉サービスなど、これまで商店街に不足していた機能を補っていく計画になっています。また居住人口を増やす試みとして、医療機関や温浴施設の上階に高齢者向けマンション等を建設しています。

丸亀町商店街の再開発で特徴的なことは、「再開発は土地問題」と考え、地権者の土地問題を解決するために、定期借地権を利用して土地の所有権と利用権を分離していることでした。地権者は共同出資会社の「高松丸亀町まちづくり株式会社」と定期借地権の設定を行うことにより土地を現物出資し、六十年間の土地の利用権を放棄し、新たな会社から得られる利益を地代として配当を受ける仕組みをつくっています。

定期借地権を利用した再開発事業では、土地の購入費が不要となり、その分総事業費を抑えられ初期投資額を削減できていました。

まちづくりの手法については、丸亀町をひとつのショッピングモールと考え、AからGの七つの街区に分け、それぞれの街区ごとにテーマを設けた街を形成しています。また居住者を郊外から中心部に戻すために、医療機関が入居するビルの上層部に高齢者住宅を

配置しています。医療機関の上層部に住宅を配置していることにより、住宅が病室の機能も有するよう計画されていました。

このまちづくりの原点は、「歩いて暮らせる街」「自分たちが住みたい街」の実現を目指しており、今後百年間を見据えてまちづくりを進めていました。



▲商店街の活性化について現地で説明を受ける委員（高松市）

教育厚生委員会

十一月九日 神奈川県厚木市

●学校給食の公会計化について

厚木市では、学校給食を市の事業と位置付けて、平成二十五年度から公会計による運営を行っています。

従来の私会計による問題点として、学校と給食センターで行っていた給食費の集金、食材の購入、支払いにおいて法的な管理者が明確でなかったことや、児童生徒が学校に現金を持参するため安全管理上の課題があったこと、毎月の集金や食材費の支出管理等の業務が学校現場の大きな負担となっていたことなどがありました。

公会計化によるメリットとして、予算、決算、監査という市の会計ルールに基づく管理運営を行うことで会計上の透明性が向上したことや、給食費の徴収を口座振替にすることで集金による事故防止、教職員の事務軽減が図られています。

初期費用については、パソコン等の機器導入やシステム開発等で約千五百万円を要しており、運用開始後は機器賃借料として年間約

百六十万円がランニングコストとしてかかっています。

また、直接学校が給食費の徴収に関わらなくなったことによる未納増加が問題となってきたおり、学校と協力して新入学生を対象とした未納防止の指導が今後の課題であるとのことでした。

十一月十日 千葉県柏市

●長寿社会のまちづくり事業について

柏市は高度経済成長期に東京のベッドタウンとして急激に人口が増加したまちであり、今後、後期高齢者の増加が急速に進行することが予想されています。

昭和三十九年に日本住宅公団（現UR都市機構）が整備した豊四季台団地には、団塊の世代を中心に現在約六千人が居住していますが、この豊四季台団地の再生を超高齢化社会のモデルとするべく、柏市、東京大学、UR都市機構の三者が協定を結び、「いつまでも在宅で安心して生活できるまち（在宅医療の普及）」、「いつまでも元気で活躍できるまち（高齢者の生きがい就業の創成）」を二本柱として、地域包括ケアシステムの具現化に取り組んでいます。

団地中央部に整備された「柏地

域医療連携センター」は、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会が共同で建設して市に寄贈された施設で、柏市における地域医療連携推進の中核拠点として機能しています。

これまでの取り組みによる成果として、在宅医療研修の修了者は三百人、在宅療養支援診療所は十五カ所から二十七カ所に、訪問看護ステーションは十二カ所から二十三カ所に増加しています。介護保険の運営主体である市が医師会と連携して呼びかけを行うことで、全ての多職種団体を網羅し、連携の枠組みを構築することができた



▲豊四季台団地の取り組みの説明を受ける委員（柏市）

とのこと。

十一月十一日 東京都荒川区

●長寿社会のまちづくり事業について

荒川区では、平成二十七年に策定した第六期荒川区高齢者プランの基本方針の一つに「自立を支える地域ぐるみの支援」を掲げ、「高齢者みまもりステーション運営事業」、「高齢者みまもりネットワーク事業」を重点事業に位置づけて取り組んでいます。

区内に八カ所ある地域包括支援センターに、地域みまもり活動の拠点として「高齢者みまもりステーション」を併設。社会福祉士等の資格をもつ専任職員を二名配置して、みまもりネットワークづくりの推進や相談、情報提供活動、協力団体との調整やコーディネートなどの業務を区の委託事業として行っています。ネットワークは民生委員、社会福祉協議会、警察・消防、町会・自治会による活動のほか、民間事業者による「配食見守りサービス」などの各種見守りサービスを提供しています。

みまもりネットワーク事業の対象となるのは、原則七十五歳以上の方で、事前に登録申請をされた方となります。申請者はみまもり

名簿に登録され、日常の安否確認などのほか、災害時には要援護者名簿として活用されます。登録者数は平成二十七年二月現在で約四千八百人であり、みまもりステーションでは積極的に町会・自治会の会合などに顔を出して周知活動に努めているということでありました。

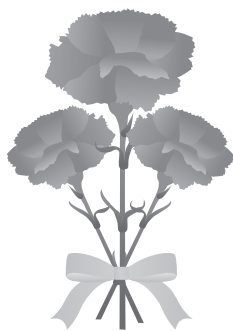
十一月十一日 参議院議員会館

●高齢者の地方移住政策について

現在、国で進められている日本版CCRC（高齢者の地方移住政策）について、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部審議官より説明を受けました。

CCRCとは、健康時から介護時まで継続的にケアを提供する高齢者施設として、アメリカで普及している制度です。今後、日本においては団塊世代の高齢化が進み、特に人口が集中する東京圏では七十五歳以上の後期高齢者人口が二〇二五年までの十年間で約百七十五万人増えることが予想されており、医療・介護サービスの受け皿不足が深刻な問題となることから、東京圏を中心とする高齢者の希望に応じて地方などへの移住を促進させるという政策です。政府では

地方創生の観点から、この日本版CCRCを「生涯活躍のまち」構想として推進するため、来年度から創設する新型交付金とあわせて制度化する方針で進められています。イメージとしては東京圏の高齢者を地方へ大移動させるようなものではなく、医療や介護が必要となる前に希望に応じて地方やまちなかへの移住を促進させ、働き手や地域の一員として生きがいを感じながら活躍できる環境をつくり、地域にオープンな多世代コミュニティの形成を目指していきたいとのことでした。



議会運営委員会

十一月十八日 京都府福知山市

●議会運営及び議会活性化の取り組みについて

福知山市では、平成二十四年十

二月定例会で議会基本条例を制定しています。

制定後の取り組みとして、情報公開の推進、市民参加の推進、議会の機能強化を柱としているとのこと。議会改革検討会議を平成二十五年五月に設置し、継続的に議会の活性化の取り組みを行うこととし、会議の主な取り組みとしては、条例改正の作成、常任委員会のあり方を検討し名称と所管事項の再編、自由討議を実施するための要領を作成、災害発生時の議会対応要領の作成をしているとのことでした。

また、議会における役職選出については議長及び副議長、各委員会の委員長及び副委員長、議会議長の監査委員を立候補制とし、所信表明を行うとのことでした。

公開の原則としては、平成二十五年十月から予算、決算審査委員会、常任委員会、請願審査、所信表明会のライブ中継、録画配信を行っています。議案賛否の公表としては、議員別議案賛否一覧表を賛否が分かれた議案のみ議会だよりと市議会ホームページに掲載しているとのこと。また、反問権については、質問内容の確認のみで、実際に使われたことはないとのことでした。

十一月十九日 京都府綾部市

●議会運営及び議会活性化の取り組みについて

綾部市では、一般質問は質問時間を三十分以内とし、一問一答制を導入して「一問一答」か「一回目一括、二回目以降一問一答」の選択制としており、ほとんどの議員が一問一答制でされているとのこと。常任委員会は、総務教育建設常任委員会、産業厚生環境常任委員会に加え、議員全員による予算決算委員会も常任委員会として三委員会となっています。ま



▲議会運営・活性化について説明を受ける委員（福知山市）

た予算と決算の審査は、全員審査方式で分科会方式をとっていないとのことでした。

議会報告会は、平成二十三年度から自治会連合会単位の十二カ所で実施されています。平成二十七年度は二百十六人の参加があったとのこと。

反問権については、平成二十四年十月に一部改正を行い、「市長は、本会議及び委員会において、論点を明確化し論議を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる」としています。

実績としては、平成二十四年十二月定例会の一般質問などで三回、市長が反問したとのこと。

十一月二十日 奈良県奈良市

●議会運営及び議会活性化の取り組みについて

奈良市では、一般質問は、一問一答制を平成二十五年六月定例会から導入し、「一括質問一括答弁」と「一問一答」の選択制としています。

常任委員会は、総務委員会、観光文教委員会、厚生消防委員会、市民環境委員会、建設企業委員会及び予算決算委員会の六委員会

構成されています。予算決算委員会は、平成二十四年九月定例会から常任委員会とし分科会方式を採用しているとのことです。

議会基本条例については、平成二十五年三月定例会で制定しています。

議会報告会については、平成二十六年五月に初めて議会報告会を実施し、平成二十七年は五月に行い、約六十名の参加があったとのことで、今後の実施について検証を行うとのことです。

また、平成二十五年六月定例会から正副議長選挙において立候補制を導入しています。

反問権については、委員会は平成二十五年四月から、本会議は平成二十五年六月から試行実施され、現在まで実例はないとのことです。

情報通信機器の議場や委員会室への持ち込みについては、平成二十四年十二月定例会から試行し、現在も試行中であるとのことです。



平成二十八年三月 定例会の概要

平成二十八年三月定例会は、三月二日に開会し、二十三日まで二十二日間の会期で開きました。

定例会初日の二日には、市長の施政方針説明、市長から提出された議案の上程、説明が行われた後、各委員長が行政調査の報告を行いました。

四日から九日には、十二名の議員が一般質問を行い、九日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案を委員会へ付託しました。

十日、十一日、十四日及び十六日には、各常任委員会及び予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の二十三日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受け、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

平成二十八年年度島原市一般会計予算では、本市の厳しい財政状況の中、行財政の見直しと経費削減を行う必要があるため、島原城の菖蒲園やグルメグランプリ事業など、総額八百十五万円を減額する修正動議が提出され可決しました。

市長提出の議案は二十三議案を可決、一議案を修正可決し、固定資産評価審査委員会委員については、本多善一郎氏、本田裕章氏、菅崎盛秋氏にそれぞれ同意しました。また、委員会提出議案の「島原市議会会議規則の一部を改正する規則」「無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書」を可決し、閉会しました。

会期日程

三月

二日(水)	本会議	議案上程、説明
三日(木)	休会	議案調査
四日(金)	本会議	一般質問(四名)
五日(土)	休会	
六日(日)	休会	
七日(月)	本会議	一般質問(三名)
八日(火)	本会議	一般質問(三名)
九日(水)	本会議	一般質問(二名)、議案質疑、委員会付託
十日(木)	委員会	付託案件審査(総務委員会)
十一日(金)	委員会	付託案件審査(産業建設委員会)
十二日(土)	休会	
十三日(日)	休会	
十四日(月)	委員会	付託案件審査(教育厚生委員会)
十五日(火)	休会	議事整理
十六日(水)	委員会	付託案件審査(予算審査特別委員会)
十七日(木)	休会	議事整理
十八日(金)	休会	議事整理
十九日(土)	休会	
二十日(日)	休会	
二十一日(月)	休会	
二十二日(火)	休会	議事整理
二十三日(水)	本会議	委員会審査報告、議案上程、説明、質疑、表決